

○雲仙市低入札価格調査制度試行要領

平成29年10月23日

告示第74号

令和4年3月28日

告示第73号

最終改正 令和5年12月12日告示第132号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）又は第167条の10の2第2項の規定を適用しようとする場合において、当該規定を適用することが適當かどうかを判定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の手続その他の取扱いについて定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第2条 低入札価格調査は、市が発注する建設工事のうち、雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年雲仙市告示第39号）に規定する総合評価落札方式を適用する建設工事であって別に規定する雲仙市履行確実性評価方式試行要領（令和元年雲仙市告示第54号）の規定を適用しない工事（以下「適用対象工事」という。）において行う。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査は、適用対象工事に係る契約を締結しようとする場合において、その基準となる価格（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。以下「調査基準価格」という。）を下回る価格での入札があった場合に行うものとする。

- 2 調査基準価格は、**設計金額**（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(失格基準価格)

第4条 適用対象工事に係る低入札価格調査を行う場合において、調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「失格基準価格」という。）を下回る価格で入札をした者があるときは、当該入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、その者を失格とする。

- 2 失格基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 市長は、適用対象工事に係る入札公告又は入札執行通知書に調査基準価格及び失格基準価格を設定している旨を記載し、事前に、入札に参加しようとする者へ周知し、又は通知するものとする。

(低入札価格調査対象者)

第6条 市長は、適用対象工事に係る契約を締結しようとする場合において、雲仙市建設

工事総合評価落札方式試行要領第9条に規定する評価値が最も高い者が入札をした価格が、調査基準価格未満で、かつ、失格基準価格以上であった場合は、契約検査課長に低入札価格調査を行わせるものとし、当該入札をした者を低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

（調査の実施）

第7条 前条に規定する場合において、契約検査課長は、雲仙市建設工事執行規則（平成19年雲仙市規則第20号）第10条第3項の規定により、落札者の決定を一時保留し、当該調査対象者に対し、次に掲げる事項を記載した低入札価格調査票（様式第1号）及び工事費内訳書その他添付資料（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、契約検査課長は、適用対象工事の担当課長に対し、調査対象者が行った入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、調査及びその結果の報告を依頼するものとする。

- （1） その価格で入札した理由
- （2） 手持工事の状況
- （3） 労務者の確保計画
- （4） 下請予定業者の状況
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、工事価格と各項目（工事費内訳書取扱要領（平成27年雲仙市告示第30号）第4条に定める記載項目をいう。）の合計金額とが一致し、かつ、入札価格と同額である工事費内訳書を、入札書の提出と同時に提出しているときは、同項に規定する工事費内訳書の添付は、省略することができる。
- 3 第1項の調査票及び資料等の提出期限は、適用対象工事に係る入札公告又は入札執行通知書に記載する。
- 4 適用対象工事の担当課長は、必要に応じ、調査対象者からの聴取による調査を実施することができる。この場合において、調査対象者は、当該調査に協力しなければならない。
- 5 調査対象者が第1項の調査票及び求められた全ての資料等を提出しない場合又は前項の聴取に応じない場合は、当該調査対象者の行った入札は、無効とする。

（判断基準）

第8条 適用対象工事の担当課長は、前条第1項後段の規定により依頼された調査により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するときは、次の各号に定める判断基準を総合的に勘案して行うものとする。

- （1） 基本的判断基準 次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
 - イ 工事の手抜き等による品質の低下、下請事業者への弊害、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
 - ウ 提出された資料等に明らかな不備がないこと。
- （2） 数値的判断基準 調査対象者が入札時に提出した工事費内訳書が次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 数量が仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。

- イ 材料、製品が設計仕様に適合していること。
- ウ 建設廃棄物の適正な処理費用が計上されていること。
- エ 直接工事費（工事目的物の施工に係る材料費及び機器費を含む。）が設計金額の75パーセント以上であること。
- オ 共通仮設費（積上分及び率計上分の合計額）が設計金額の70パーセント以上であること。
- カ 現場管理費が設計金額の70パーセント以上であること。
- キ 一般管理費（契約保証費を含む。）が設計金額の30パーセント以上であること。

（委員会による審査）

第9条 契約検査課長は、第7条第1項後段の規定により依頼した調査の結果を雲仙市建設工事競争入札審査委員会要綱（平成17年雲仙市訓令第21号）により設置する委員会（以下「委員会」という。）へ報告し、その取扱いについて審査を求めるものとする。
（落札者又は失格の決定）

第10条 市長は、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされるか否かについて前条の審査結果が委員会から提出があったときは、遅滞なく、落札者を決定し、又は入札者を失格としなければならない。

- 2 前項の規定により落札者を決定した場合は、雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領第10条第1項の規定により、全ての入札参加者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により入札者を失格とした場合において、当該失格となった者の次の順位者が調査対象者であるときは、第7条からこの条までの規定を適用し、その者に対し低入札価格調査を行うものとする。

（結果の公表）

第11条 契約検査課長は、雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領第10条第2項に規定する入札結果表に、予定価格調書に記載された調査基準価格及び失格基準価格を記載する。
2 財務部契約検査課長は、低入札価格調査の実施概要（様式第2号）を前条第2項の規定による通知をした日以後1年間、財務部契約検査課において閲覧に供する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月12日告示第132号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の雲仙市建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱、雲仙市低入札価格調査制度試行要領及び雲仙市履行確実性評価方式試行要領の規定は、この告示の施行の日以後に入札を公告し、又は入札の執行を通知する建設工事について適用する。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

商号又は名称

代表者名_____

低入札価格調査票

工事番号：_____ 工事名：_____

工事場所：_____

入札価格：_____

(1) その価格で入札した理由

(2) 手持工事の状況

(単位：千円)

(3) 労務者の確保計画

(自社労務者)

(下請労務者)

※下請労務者の備考欄には、下請会社名、入札者と下請会社との関係（協力会社、同族会社、資本提携会社等）を記載すること。

(4) 下請予定業者の状況

（1）下請予定業者一覽表

様式第2号（第11条関係）

低入札価格調査の実施概要

工事番号：
工事名：

調査対象者
所 在 地：
商号又は名称：

項目	適 否	摘要
(1) 基本的判断基準	適・否	
手持工事の状況	適・否	
労務者の確保計画	適・否	
下請予定業者の状況	適・否	
その他市長が必要と認める事項	適・否	
(2) 数値的判断基準	適・否	
工事費内訳書の審査基準	適・否	
判断基準額	適・否	
判断結果	適・否	

注1) 調査した項目について、適・否のいずれかに○を付す。

注2) 否の場合は、その理由を摘要欄に簡潔に記載する。